



# 傷害事故と感染症

上智大学客員研究員 清水 太郎

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地判令和4年3月24日自保ジャーナル 2125号 174頁

## 1. 本件の争点

本件は、海外旅行傷害保険の被保険者が疾病の治療の一環として、左大腿部へカニューレを挿入したが、当該挿入部位から多剤耐性アシネトバクターに感染したこと等に起因する敗血性ショックによって死亡したものである。

本件の争点は、そもそも被保険者の死因は何であるか（争点(1)）、被保険者が当該挿入によって感染症（多剤耐性アシネトバクター）に罹患したことが急激かつ偶然な外来の事故といえるか（争点(2)）、本件の海外旅行傷害保険の特約では従業員と役員とで傷害死亡保険金額が異なるが、被保険者はいずれに該当するか（争点(3)）、被保険者が保険期間である旅行行程中に死亡したといえるか（争点(4)）である。

判旨は、争点(2)について専ら外来性の問題として理解しているようであるが、疑問がある。他に約款解釈等として疑問の残る争点(3)・(4)とあわせて、検討する。

## 2. 事実の概要

訴外 A（昭和 25 年生）は、平成 28 年 2 月 16 日、X 株式会社（原告）との間で、X が A に業務を委嘱すること、期間を同日から 1 年間とし、異議がない場合には 1 年間自動更新することができること等の内容の契約（以下「本件委嘱契約」という。）を締結して、平成 30 年 4 月当時、本件委嘱契約に基づき、X の業務に従事していた。

X は、平成 29 年 9 月 19 日、Y 保険会社（被告）との間で、傷害死亡・後遺障害保険金補償特約（以下「傷害死亡特約」という。）および疾病死亡危険補償特約（以下「疾病死亡特約」という。）等の特約を含む海外旅行に係る保険契約（Y 海外旅行保険、海外旅行総合保険。以下「本件契約」という。）を締結し、また、本件契約に関し、被保険者の範囲や保険金額について定める Y 海外旅行保険および海外旅行保険包括契約特約書（毎月報告・一括精算用）に基づく合意（以下「本件特約」という。）をした。

Y 海外旅行保険普通約款および海外旅行総合保険普通保険約款（以下、特に断りがない限り、これらを総称して「本件約款」という。）は、本件契約に適用される約款である。

本件契約の主な内容は次のとおりである。

ア 被保険者

Xの業務のため、海外へ派遣されるXの役員および従業員全員

イ 傷害死亡保険金受取人及び疾病死亡保険金受取人

X

ウ 保険期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日まで

エ 用語の定義（本件約款1条）

(ア)旅行行程

保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいいます。

(イ)責任期間

保険期間中で、かつ、旅行行程中をいう。

(ウ)傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含む。

(エ)疾病

傷害以外の身体の障害をいう。

オ 医療処置免責条項（Y'海外旅行保険普通約款の3条）

Yは、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害及び発病した疾病に対しては、保険金を支払わない（①ないし⑥および⑧ないし⑫略）。

⑦被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害又は疾病が、Yが保険金を支払うべき傷害又は疾病の治療によるものである場合は、保険金を支払う。

カ 傷害死亡特約の内容

(ア)保険金の支払い（本件約款のうち、傷害死亡特約に係る部分の2条）

Yは、被保険者が責任期間中にその身体に被った傷害に対して、傷害死亡特約及び本件約款の規定に従い、保険金を支払う。

(イ)死亡保険金の支払条件（本件約款のうち、傷害死亡特約に係る部分の3条）

Yは、被保険者が、前条の傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害保険死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払う。

(ウ)死亡保険金額（本件特約の2条および別紙「保険金額表」（略））

a 従業員 5,000万円

b 役員 7,500万円

キ 疾病死亡特約の内容

(ア)疾病死亡保険金の支払条件（本件約款のうち、疾病死亡特約に係る部分の2条）

Y は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約及び本件約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払う。(①②略)

③責任期間中に感染した本件約款別表 1 に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合

(イ)疾病死亡保険金額 (本件特約の 2 条および別紙「保険金額表」(略))

- a 従業員 3,000 万円
- b 役員 3,000 万円

### 3. 判旨 (請求棄却・確定)

#### 「1 認定事実

……(1) A は、平成 30 年 4 月 9 日、X の業務のため甲国に出張し、同月 10 日夜に会食後、宿泊先の客室内で嘔吐するなどし、翌 11 日の朝に客室内で倒れている状態で発見された。A は意識があったが、呼吸が苦しそうな状態であり、自動車ですべて B 病院に搬送された。

(2) B 病院において、B'医師が主治医として A の治療に当たったが、A の口腔内や気道に異物は確認されず、呼吸確保の挿管措置も支障なく行われた。

B 病院における検査の結果、A の喀痰培養において肺炎の起炎菌となり得る溶血性連鎖球菌が検出され、また、搬送当日に撮影された A の肺のレントゲン写真上、気管支の走行を越えて肺胞領域へと広がる陰影が見られたが、誤嚥性肺炎に特徴的とされる気管支の走行並びにその周囲に浸潤陰影として炎症が広がるような所見は見られなかった。

B'医師は、A の肺炎の原因は溶血性連鎖球菌に感染したことによると判断するとともに、A の肺炎の症状が重篤であり、人工呼吸器を使用しても体内への酸素の取込みが十分でないため、血液を体外に取出し、酸素化した血液を動脈へ戻す治療法をとり、本件挿管(注：左大腿部へのカニューレ挿入のこと)及び人工心肺装置装着等の処置を行ったところ、A の肺炎の症状は改善して自力呼吸が可能な状態となり、溶血性連鎖球菌の感染も認められなくなった。

A は、上記の治療過程に、左大腿部のカニューレ挿入部位から多剤耐性アシネトバクターに感染していたことが判明した。

(3) A は、平成 30 年 5 月 28 日、飛行機で乙空港に到着した後、空港から C センターに搬送されてそのまま入院した。入院時において、肺炎の治療は、抗菌薬の投与による治療を継続する程度であったが、本件挿管が行われた左大腿部に血腫による仮性動脈瘤が形成され、同部位から多剤耐性アシネトバクターが検出されていたことに加え、バンコマイシン耐性菌及びカンジダ属の菌にも感染していることが判明した。

C センターにおいて、C'医師が主治医となり、A に対し、多剤耐性アシネトバクター等の感染症に対する治療等が行われたが、A は平成 30 年 7 月 6 日に敗血症性ショックを来し、その後、回復することなく、同月 11 日に死亡した。

(4) A の死後、C'医師は、A の直接の死因は左大腿部感染性動脈瘤を原因とする敗血症性ショックであり、上記左大腿部感染性動脈瘤は、本件挿管による創部から多剤耐性アシネトバクターに感染したことによると診断した。

2 争点(1) (A が誤嚥性肺炎によって死亡したか。) について

(1)……A の死因は、本件事故（注：A が本件挿管による創部から多剤耐性アシネトバクターに感染したこと）によって多剤耐性アシネトバクターに感染したこと等に起因する敗血症性ショックであると認められ、誤嚥性肺炎を含む肺炎が死亡の原因になったとは認められない。

……

3 争点(2) (A が本件事故によって感染症に罹患したことが急激かつ偶然な外来の事故による傷害といえるか。) について

(1) A の死因は、……多剤耐性アシネトバクターに感染し、感染性動脈瘤によって敗血症を発症したことにある。……

したがって、本件挿管が A の死亡の原因とは認められず、傷害の要件である「急激かつ偶然な外来の『事故』」に該当しない。

(2) また、本件約款 1 条にいう「傷害」……の要件である「外来の」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいうものと解される。

……A の死亡は、多剤耐性アシネトバクター等に感染したことによって引き起こされたものであり、また、多剤耐性アシネトバクターは A の身体の外部から同人の身体内に感染したものであるが、感染症による身体の障害は、細菌等の病原体が身体に侵入したことそのものではなく、身体内部に侵入した病原体が体内で時間をかけて増殖し、体内の組織等に作用した結果として生じるものであって、病原体が身体の外部から直接作用するものではないから、感染症による身体の障害をもって傷害に該当するものとはいえない……。

そうすると、A がその死因となった感染症に罹患したことが、外来の事故による傷害ということはできない……。

4 以上のとおりであるから、A の死亡は、傷害死亡保険金の支払条件……を充足しないから、Y は、X に対し、傷害死亡保険金の支払義務を負わない。

よって、争点(3) (A が、本件特約にいう「役員」に該当するか。) について判断するまでもなく、X の主位的請求には理由がない。

5 争点(4) (A が旅行行程中に死亡したといえるか。) について

本件契約は、被保険者が海外旅行中に傷害又は損害を被る危険があり、これによる損害を填補すること等を目的とするものと解されること、海外旅行は、恒久的な海外移住などとは異なり、出発から帰着まで、旅行目的に従った計画が存在することが通常であること、本件約款 1 条の「旅行行程」の定義……の文理に照らし、「海外旅行の目的をもって」との文言は、「住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程」を修飾するものと解するのが自然であることに照らせば、本件約款 1 条の「旅行行程」とは、海外旅行の目的をもって住居を出発してからの帰着するまでの行程の意味に解するのが相当である。

そして、……A は、平成 30 年 5 月 28 日、甲国から日本に医療搬送され、そのまま C センターに入院しており、その時点で当初予定していた旅行目的に従った計画は実現できずに終了しているというべきである。そうすると、上記当日の時点で、A について、本件約款 1 条にいう旅行行程は終了しており、本件約款 1 条にいう責任期間……は終了したといえる。そして、A は、上記同日より 30 日を経過した後である同年 7 月 11 日に死亡しているから、疾病死亡保険金の支払条件……を充足しない。

よって、Yは、Xに対し、疾病死亡保険金の支払義務を負わないから、Xの予備的請求には理由がない。」

#### 4. 評釈（判旨に疑問あり）

##### (1) 争点(1)について

以下、本評釈は、争点ごとに検討を加える。

まず、争点(1)においては、Aの死因が争われている。これについては、専ら事実の問題であり、裁判所の認定に異論はない。

##### (2) 争点(2)について

傷害保険における外来性とは、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいい、身体の疾患等内部的原因に基づくものを排除し、傷害と疾病を区別するための概念である<sup>1)</sup>。判旨も、この通説的見解に依っているものと思われる。ただし、通説や判例（最判平成19年7月6日民集61巻5号1955頁、最判平成19年10月19日判時1990号144頁、最判平成25年4月16日判時2218号120頁）は、外来性の意義を身体外部からの作用とのみ表現しており、判旨のあてはめのように「身体の外部から直接作用」という表現はしていない。「直接」という文言は従来因果関係の文脈で使用されていたが、それをここで使用している点については、下記のように急激性と混同しているのではないかと考えられなくもない。ただし、最判平成19年7月19日生判19巻334頁のように安全配慮義務違反も外来性で考慮されると外来性が拡大解釈されすぎて形骸化してしまうと懸念されていることから<sup>2)</sup>、「直接」という文言でしぼりをかけようとしたのであれば、理解できないこともない。

また、判旨は傷害事故における外来性を問題としながらも、「……多剤耐性アシネトバクターはAの身体の外から同人の身体内に感染したものであるが、感染症による身体の障害は、細菌等の病原体が身体に侵入したことそのものではなく、身体内部に侵入した病原体が体内で時間をかけて増殖し、体内の組織等に作用した結果として生じるものであって、病原体が身体の外から直接作用するものではないから、感染症による身体の障害をもって傷害に該当するものとはいえない……。」と判示しているが、上記判旨における「身体内部に侵入した病原体が体内で時間をかけて増殖し」しているという点については、従来、どちらかという外来性よりも急激性の問題として考えられてきたのではないかとと思われる。

つまり、通説によると、急激性とは、傷害の発生を回避できないほどに急迫した状態であり、事故が突発的に発生して、原因となった事故から傷害が発生するまでの経緯が直接的であり時間的に間隔のないことであり、自然現象である身体の衰弱や病気などが原因となっている傷害を除外するための概念である<sup>3)</sup>。また、事故から結果として傷害が発生するまでの時間が短いかなどという要素のみが重視されるわけではなく、事故の発生を予見することができたか否か、また予見できた場合にその結果（傷害）の発生を回避することが可能であったのかという予見可能性およ

1) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法〔第4版〕272頁（2025年・有斐閣）。

2) 長谷川仁彦ほか・生命・傷害疾病保険法の基礎知識259～260頁（2018年・保険毎日新聞社）。

3) 甘利ほか・前掲268頁。

び結果回避可能性を重視する有力説もある<sup>4)</sup>。このように主張されていることから、急激性は、通説の身体の衰弱や病気などが原因となっている傷害を除外するという点で外来性を、有力説の予見可能性および結果回避可能性を問題とするという点で偶然性を補完しているとも説明されることがある<sup>5)</sup>。

通説と有力説のいずれが妥当かという点については、約款の文言から予見可能性および結果回避可能性を論じることは妥当ではない<sup>6)</sup>。したがって、通説に従うべきである（とはいえ、有力説に従った実務もあるようである<sup>7)</sup>。）。ただ、通説に従ってとしても、急激性と外来性で共通しているところの身体内部の要因を除外するという点をどう整理するかという問題は残ってしまう。そして、急激性をめぐっては、これまで過労死（東京地判平成9年2月3日判タ952号272頁）、難聴（大阪地判平成11年3月16日生判11巻166頁）、飲酒後の溺死（広島高判平成14年7月3日LEX/DB28072764）、低体温症（東京地判平成20年3月13日D1-Law.com判例体系判例ID28220745）、熱中症（東京地判平成23年5月13日生判23巻247頁）、間質性肺炎（盛岡地水沢支部判平成23年7月12日生判23巻400頁）、凍死（疑いを含む）（東京地判平成17年6月10日保険毎日新聞2005年10月18日3頁、福岡高判令和元年10月24日（令和元年（ネ）第362号、災害給付金等支払請求控訴事件）判例集未掲載）等が争われているが<sup>8)</sup>、偶然性や外来性と異なり、最高裁の判断は下されていない。

判旨を急激性の問題として理解すると、「身体内部に侵入した病原体が体内で時間をかけて増殖」とあることから、通説が主張しているように時間的間隔を問題としているものになると思われる。ただし、繰返しになるが、通説に従うとしても、急激性は自然現象である身体の衰弱や病気などが原因となっている傷害を除外するための概念であるという点で外来性を補完しているとも理解されていることから、判旨が外来性の問題として論じていることも否定されることではないと思われる。

急激性によっても、感染から時間が相当経過しているために認められず、外来性によっても、身体内部の病原菌が問題となるか、感染と事故との相当因果関係が問題となるために認められず、いずれにしても傷害に該当しないとした判旨の結論は妥当である。

### (3) 争点(3)について

争点(3)においては、争点(2)でAの死亡が傷害死亡保険金の支払条件を充足しないことから裁判所は判断の必要がないとしているが、Yの主張に疑問の余地があるため言及したい。

つまり、Yは、「Aは、取締役、会計参与、監査役のいずれでもなく、会社法上の役員でない。また、本件特約にいう役員について、会社法上の規定と異なる解釈をすべき理由はない。よって、Aの勤務状況や待遇が取締役当時のものと同様であったとしても、本件特約にいう役員であるということとはできない。」と主張しているが、妥当ではない。

4) 潘阿憲・保険法概説（第2版）300頁（2018年・中央経済社）。

5) 山下友信・保険法（下）197頁（2022年・有斐閣）。

6) 山下・前掲197頁。

7) 露口貴司・事例研レポ348号16頁（2022年）。

8) 裁判例の整理として、竹瀆修「傷害保険事故の急激性に関する一考察」立命館法学405=406号2850頁以下（2022年）、吉澤卓哉「凍死事案における傷害保険の急激性と『傷害』該当性」生保222号42頁以下（2023年）。

確かに会社法上の役員は、上記の3者を指すが（同法329条）、約款上、それに従う旨の規定はないようである。そうだとすると、約款は一般的に作成者に不利に解釈するものであるから<sup>9)</sup>、会社法上の役員と約款上のそれが同義であると解釈することには無理がある。

逆に、あまり考えられないことではあるが、ある者が約款上の「従業員」に該当するかどうかの問題となった際は、Yの上記主張を前提にすると、どの法律を参照するのであろうか。会社法上に従業員という語はないことから、一般的な意味によるのかもしれない（『法律学小辞典[第6版]』（2025年・有斐閣）を引いても、「従業員」の項目はない。「従業員代表」や「従業員持株制度」はあるが、そこで「従業員」の解説をしているわけではない。）。つまり、「業務に従事している人」<sup>10)</sup> という意味になろう。この従業員の意義は、従業員が会社の指揮命令に従って業務に従事するというのが前提になっているであろうが、AとXとの間の本件委嘱契約は、Xの主張によると、従前取締役の地位にあったAに、取締役当時と同様の勤務状況や待遇を認めていたようである。そうだとすると、株式会社と取締役との間の取締役任用契約は委任契約であり、そこでは自己の裁量で事務を処理するという独立性が認められていることから<sup>11)</sup>、Aを従業員として認めることも首肯し難い。無論、法律云々ではなく、形式的に役員以外を従業員と解することも可能であるが、それでも従業員の意味は上記のようになるであろうから、結論は変わらないことになりそうである。

ところで、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）における役員は、「理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、幹事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者」である（同法2条3項）。「これらに準ずる者」は、相談役、顧問、参与等の名称で、事実上役員会に出席するなど会社の経営に実際に参画している者のことであり<sup>12)</sup>、実質面から判断している。Xの上記主張から、独占禁止法上の役員には該当しそうであり、よく分からないことになってしまうので、何かしら言及してほしいところであった。

#### (4) 争点(4)について

争点(4)においては、Aの死亡が旅行行程中に発生したか否かが問題となっている。判旨は、旅行行程を「海外旅行の目的をもって住居を出発してからの帰着するまでの行程」と解釈している（東京地判令和3年7月1日金判1666号12頁も同旨である。）。そして、AはCセンターに入院した時点で当初予定していた旅行目的に従った計画は実現できずに旅行行程は終了していると判示している。

しかしながら、先行評釈も指摘されているように<sup>13)</sup>、判旨の解釈に従うと、本件のように海外で傷害を負ったり、疾病に罹患したりして旅行の途中で死亡した場合には保険に加入している意味がなくなってしまう。

9) 河上正二・約款規制の法理 263頁（1988年・有斐閣）、山本哲生「作成者不利の原則について」損保81巻4号2頁（2020年）。

10) 広辞林<第6版>919頁（2003年）。

11) 内田貴・民法II[第3版]289頁（2011年・東京大学出版会）。

12) 白石忠志=多田敏明編・論点体系独占禁止法<第2版>11頁〔滝澤紗矢子〕（2021年・第一法規）。

13) 肥塚肇雄・損保86巻3号182頁（2024年）。

本件では、AがCセンターから退院して住居に帰着することを入院時には想定していたはずであり、いまだに旅行行程中であつたと解することも可能である。このように解釈すると、疾病死亡保険金額の支払可否も問題となつたはずであるが、事実から同保険金額の支払要件の情報が不足しており、よく分からない<sup>14)</sup>。

#### (5) おわりに

以上、争点(2)において指摘したように、本件では外来性と急激性の概念が混同しているように思われる。傷害保険の3要件のうち、急激性は、生命保険の災害関係特約の統一約款では1983年まで規定されておらず<sup>15)</sup>、学説においても、急激性の有無によって解釈が変わることはないと言われていた<sup>16)</sup>。確かに、これまで急激性が議論されることはあまり多くなかったが、凍死等をめぐる裁判例もあり、今日ではこの意義もあるように思われる。また、従来から偶然性と外来性が主として議論の対象となってきたが、偶然性および外来性ならびに急激性の関係やそれぞれの填補範囲を改めて整理する必要があるのではないかと思われる<sup>17)</sup>。もっとも、それは判例評釈の範囲を超えるため、ここでは問題点の指摘にとどめたい。

また、争点(3)・(4)においては、「役員」と「旅行行程」の解釈等に問題があり、判旨に反対である。

最後に、疾病死亡保険金額の支払可否に関する情報が不足しているところもあり、全体として荒い判決文の印象を受ける。

以上

---

14) 肥塚・前掲 184 頁。

15) 牧純一「生命保険生保災害関係特約の『不慮の事故』の定義の沿革と現状」勝野義孝先生古稀記念論文集編集委員会編・共済と保険の現在と未来 331 頁 (2019 年・文眞堂)。

16) 石田満・商法IV (保険法)【改訂版】347 頁 (1997 年・青林書院)。

17) 竹瀆修「追加説明」事例研レポ 348 号 18 頁 (2022 年)。